

五月臨時會

五月二十九日開催の第三百六十一回市議会臨時会において、次の十議案が提案され、第五十一議案については、反対討論があり、表決の結果賛成多数で、残る九議案については原案のとおり承認されました。

◎第四十三号議案・専決処分の承認を求めることについて
(専決第一号)

(白石市市税条例の一部を改正する条例)

平成18年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石市税条例を改正する必要があり、4月1日からの施行に際して議会を開催することができないことから、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものです

なお、主な改正点としては個人住民税の非課税限度額が

引き下げられたこと、固定資産税の負担調整措置を簡略化し、均衡化を一層促進したこと、また住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設等です。

◎第四十四号議案・専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号)

（白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

主な改正点としては、国民健康保険税負担額の増加する高齢者に対する激変緩和措置の制定及び介護納付金にかかる課税限度額を現行8万円から9万円に引き上げるものであります。

◎第四十五号議案・専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号)

（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について）

◎第四十六号議案・専決処分の承認を求めることについて

（専決第6号）
（宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会共同設
置規約の変更について）
◎第四十八号議案・専決処分
の承認を求めることについて
（専決第7号）
（宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会共同設
置規約の変更について）
◎第四十九号議案・専決処分
の承認を求めることについて
（専決第8号）
（宮城県市町村職員退職手当
組合規約の変更について）
◎第五十号議案・専決処分の
承認を求めることについて（専
決第3号）
（平成17年度白石市一般会計
補正予算）
歳入歳出の既定予算にそれ
ぞれ1億6千6百96万4千円
を追加し、予算の総額を14
4億9千6百24万6千円にし
たものです。

◎第五十一号議案・財産の取扱について

（愛称・かんぽの宿）が平成18年3月31日をもつて廃止となつたことに伴い、地元自治会をはじめ市民の方々からの再開の要望もあり、利活用策について検討した結果、市老人福祉センターの移転・移管等を含めた市民の健康増進・介護予防の拠点として整備し、福祉の拠点・総合福祉センター、医療の拠点・公立刈田綜合病院との連携を充実させながら、三拠点を称して仮称【福祉の郷】と位置づけて、ソフト・ハード両面にわたつて保健・医療・福祉の一体的で効率の良い市民サービスの充実を図る目的で当該土地及び建物を白石市土地開発基金で取得しようとするものです。

運営主体については、市内

な状況にありました。

一方、介護保険事業者として実績があり、かねてから社会福祉法人化を意図していた市民有志による社会福祉法人設立を目指す機運が醸成され、市は、この機運がまちづくりのキーワードの一つ『市民と行政がともに知恵を出し合い汗を流す』【共汗のまちづくり】に合致し、事業主体として最適と判断するとともに、市民有志が発展的に社会福祉法人の認可を受け、公共性・公益性を持つた団体として市民に認知されてこそ、事業の真の担い手となりうることから、行政として出来うる限りの法人認可に向けた支援を行うものです。

なお、土地の面積は2万3千9百37・04平方メートル、建物については6千4百79・01平方メートルで、取得金額は1億9百万円です。

(専決第5号)

の既存の社会福祉法人等の事業実施を含めて事業実施主体の模索を行いましたが、特養ホーム等の施設運営に専念しては新たな事業開始は困難